

A 申告年當十日分以上給與せられ度キ事  
 B 解雇年當九十日分給與せられ度キ事  
 C 勤続年當

一年未満ノモノ一ヶ月ニ對シ三日分  
 一年以上ノモノ 四日分  
 二年以上ノモノ 五日分  
 三年以上ノモノ八一年ヲ増ス毎一ヶ月五日分ノ累計ニ十五日分  
 加フ

右ノ通り支給セラレ度キコト  
 昭和五年四月 日  
 以上

オーケスエレベーターカンパニー 現場従業員一同  
 建設部長 小松勇雄殿

「別記三」 記

今般社有退社致シ候ニ付キ年當トシテ金 月也御支給被下正  
 ニ受領美也就テハ今後貴社ニ對シ請求スベキモノ無也尚要求ガ  
 マシキ事申同敷為後日仍此件

昭和五年四月 日  
 何 又 唯 (印)

オーケスエレベーターカンパニー  
 建設部長 小林重雄殿